

審査請求運動の成功へ **Q&A**



Q 必要な準備は？

A ①審査請求をする人（保護費が減額になった人）が役員の協力を得て準備すること

- 7月分の保護費が分かるものと8月分決定通知書（7月下旬に届く）の保管
- 提出するもの 審査請求書2通（正・副）と手元に控え、代理人の委任状1通
- 可能な限り生活の実態をメモしておく

②生活と健康を守る会が準備すること

- 審査請求書、委任状を用意する
- 代理人の選任をする。何人でも構いません

Q 暮らしの大変さを訴えるには？

A 生活保護基準の計算は慣れるまで大変です。計算できる人をつくり、計算会の集まりを開きます。7月から家計簿をつけ8月以降の生活はどこで切りつめているのか、何が苦しいのか、水光熱費や食品などの値上がりをメモしておきましょう。口頭意見陳述のときに訴えましょう。



Q 運動を成功させるためには？

A 全国生活と健康を守る会連合会は、全国的規模での審査請求運動をおこなうことを呼びかけました。また、日本弁護士連合会、自由法曹団など、弁護士団体が審査請求支援の準備をすすめています。大運動へ発展させることは可能です。生活保護運動の歴史を変える意気込みで取りくみをすすめてみましょう。団地や地域へチラシ宣伝をおこなう、インターネットや記者会見での呼びかけ、班会で話し合い、会員の知り合いを誘いましょう。

Q いつ、何をすればいいの？

8月の保護決定通知書の保管を

6月下旬	生活保護を受けている人は7月の保護費が分かるものを用意
7月上旬	役員会で審査請求運動について実施することを話し合う
7月中下旬	生活保護を受けている人を含めて基準の計算会・学習会をひらく
7月下旬	生活保護を受けている人は8月の決定通知書に到着日を記入して保管
8月	審査請求の書き方を学習し、書き込む（できれば減額後の生活も） 審査請求人、代理人の組織。会員外へ審査請求を呼びかける
9月中旬	日にちを設定して集団で審査請求書を提出し、できれば記者会見をおこなう
10月以降	処分庁からの弁明書がきたら、反論書を提出できます

全生連・生活と健康を守る会 とは

全生連は1954年に結成され、「働かせろ、食わせろ、病気をなおせ」の要求をかけた、創立59年の歴史があります。多くの人たちの暮らしのいのちを守り、要求実現を積み重ねてきました。

生活保護の引き下げに

「異議あり」

泣き寝入りはしません！

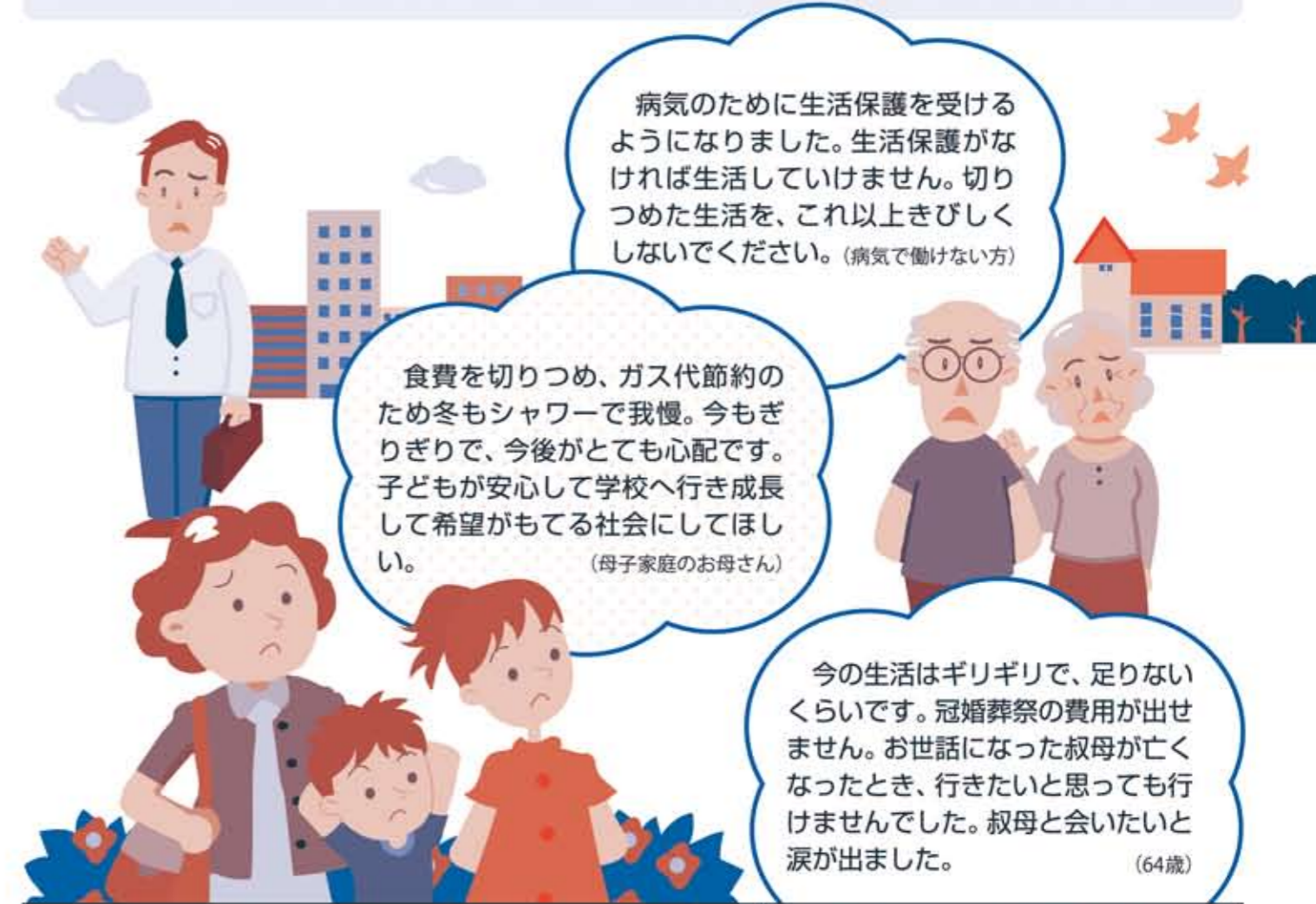
生活保護利用者みなさん、審査請求で生活保護基準引き下げをやめさせよう

生活保護基準は人間らしい暮らしの「ものさし」

生活保護（社会保障）は憲法25条に基づく国民の権利であり、国は「健康で文化的な最低限度の生活」を保障しなければなりません。そして生活保護基準は、人間らしい暮らしの「ものさし」です。税金のかからない基準、最低賃金や年金、就学援助適用などの目安とされ、国民生活を支える基準になっています。生活保護基準の引き下げは国民生活の土台を揺るがし、生活水準を引き下げるものです。

国は、8月から生活保護基準を引き下げます。

行政に「異議あり」と、もの申す審査請求は国民の権利の行使です。今回の審査請求は、8月からの基準引き下げに対し、「不服です」の声をあげることです。たくさんの方が審査請求をして引き下げをやめさせましょう。



全国生活と健康を守る会連合会
東京都新宿区新宿5-12-15 KATOビル3階
☎03-3354-7431

社会保障全面改悪の突破口 生活保護改悪と基準の引き下げは「許さない」



生活保護の「水際作戦」を合法化し、扶養を強化する改悪法再提出させない運動を

自民・公明・民主の3党は、2012年8月に、「社会保障と税の一体改革法」と「社会保障制度改革推進法」を強行し、社会保障を国民の権利としての制度から、自己責任と助け合いの制度に変質・解体し、憲法25条を骨抜きにしようとしています。その最初にねらわれたのが生活保護法大改悪と基準引き下げです。

生活保護法「改正」案は第183国会で廃案になりました。再提出させない運動をしましょう。

◆ 生活保護法改悪の内容

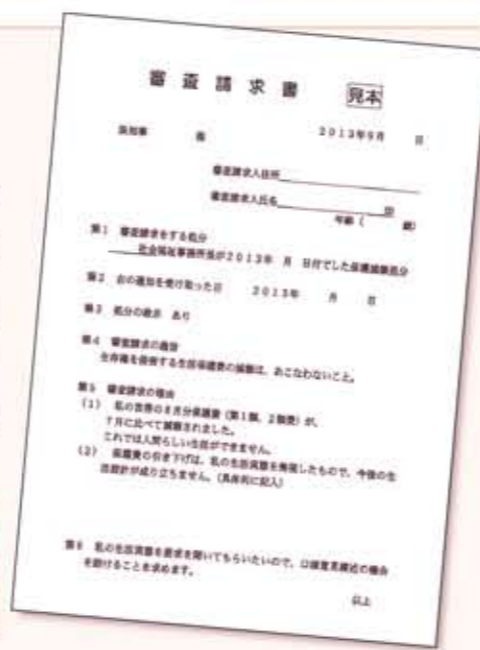
- 生活保護法の根幹を変えて「国が保障する責任」から申請者の自己責任に
- 申請に書類提出を義務付けて申請者を追い返す「水際作戦」の合法化
- 扶養義務者に収入・資産等の報告を求め、福祉事務所に調査権限を与え、扶養を事実上保護の要件にする
- 「生活困窮者自立支援法」と併せて、超低賃金労働を広げ、保護申請を事前に抑え込み、就労強要で保護利用者を保護から追い出す

誰にでもできる審査請求

役所から送られてくる保護決定通知書には、最後のほうに、必ず「この決定について不服がある場合は、……審査請求をすることができます。」と書かれています。この文章を役所が審査請求ができることを教える教示文といえます。このように国民は誰でも役所がおこなった決定に不服や不満があれば審査請求ができるようになっています。国民が役所や政府に対して、泣き寝入りしないための大切な制度です。そして、生活保護基準が引き下げられたことを、「私たちは認めていません」ということを具体的行動で示すことでもあります。誰もが簡単にできます。

審査請求は効き目抜群です

自動車の保有、交通費の支給、母子加算復活などは、審査請求で制度を改善させ、違法な申請却下をやめさせ、保護利用者の権利を拡大してきました。



◆ 審査請求の手続き

「審査請求書」を都道府県へ提出します（福祉事務所を通してでもできます）。審査請求書は役所に置いておかなければならないことになっています。審査請求書は自分でも作れます（見本を全生連が用意）。

◆ 審査請求書の書き方

請求書に書くこと

- ①審査請求人の住所・氏名(印)・年齢
- ②審査請求にかかる処分(決定)
- ③審査請求に係る処分があったことを知った年月日
- ④審査請求の趣旨及び理由
- ⑤処分庁の教示の有無
- ⑥審査請求の年月日

教示の「有無」とは、「この処分に不服があるときは、〇〇日以内に不服申し立てをできる」という記述がされていたか、いなかったかということです。

審査の段階で直接意見を述べる口頭意見陳述は有効です。請求書に、「本件の審査については、行政審査不服法第25条1項ただし書きによる口頭審理、および同法33条2項による処分庁から提出された書類その他物件の閲覧を求めます」と記しておきましょう。

◆ 審査請求の流れ 審査請求の対象者：保護基準が引き下げられた人(世帯)

福祉事務所が、保護利用者に基準引き下げの保護決定通知書を送付

審査請求書を出す

通知文書を必ずとっておき、通知書が届いた日を封筒に書いておきましょう。審査請求書は役員などに協力してもらいながら、できるだけ自分で書きましょう。



裁決までの流れ

審査請求書提出後は、処分庁からの弁明書とそれに対する請求人からの反論書のやりとり、口頭意見陳述をへて、審査庁(都道府県)から裁決がおります。

ひとくくも

【代理人】行政不服審査法第12条には「不服申し立ては、代理人によってすることができる」とあり、何人でも代理人を置くことができます。審査請求書を提出したあと、代理人を届け出ることでもでき、そのときは、「代理人選出の届出」を提出します。

【補充書】補充書は審査請求書の内容を補充するものです。請求書を提出するときに十分書ききれなかったことを、あとで書いて提出できるものです。

【弁明書】審査庁は提出された請求書の副本を処分庁に送付して弁明を求め、処分庁から「弁明書」が提出された場合には、これを請求人に送付して反論の機会を与えます。

【反論書】弁明書の送付を受けた請求人は「反論書」を出すことができます。反論書の提出があったときには、審査庁は、その副本を処分庁に送付し再弁明を求めることとなります。書簡の往復をくりかえして、双方の主張が尽くされた段階で審理が終了します。

【口頭意見陳述】請求人から申し立てがあった場合、審査庁は必ず口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとされています。審査庁が許可すれば、補佐人を付け、補佐人が意見を述べることもできます。公開にするかどうかについて総務省は、「原則非公開だが、審査請求人が申し出て、審査庁が許可すれば、公開しても違法ではない」との見解を示しています。

——県知事は審査請求の翌日から50日以内に裁決をおこない、文書で通知します

——請求人は裁決に不服がある場合、60日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます